

令和 2 年 7 月 3 0 日  
政策経営部統計調査担当課

## 令和 2 年国勢調査の実施について

令和 2 年国勢調査の実施にあたり、昨年 1 2 月に区としての実施概要を示したところである。今般、令和 2 年国勢調査実施基本計画を定め、本計画に基づき調査を実施していくことについて報告する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた総務省の対応方針に基づき、区においては感染拡大防止のため、非接触の調査方法を導入する。

### 記

- 1 令和 2 年国勢調査実施基本計画について（別紙）
  
- 2 今後の予定

令和 2 年	8 月	調査員説明会の開催（下旬～9月上旬）
	9 月	調査書類一式の配布（14日～20日）
	10月	調査基準日（1日）
		調査員からの調査書類提出受付（14日～21日）
令和 3 年	3 月	東京都への調査書類の提出
	6 月	議会報告 …人口速報

## 世田谷区令和2年国勢調査実施基本計画

令和2年7月  
世田谷区令和2年国勢調査実施本部

本計画は、令和元年10月29日に総務省より示された「令和2年国勢調査実施計画」（以下、「国の計画」という）に基づき、区の実施内容を定めるために策定するものである。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた総務省の対応方針に基づき、区においては感染拡大防止のため非接触の調査方法を導入する。

## 1. 国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方（国）

## (1) 国勢調査の趣旨

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和2年に実施する調査はその21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

## (2) 国勢調査の基本的役割

- ① 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤  
（衆議院小選挙区の改定や地方交付税の算定、各種行政施策の策定 等）
- ② 国民や企業の活動を支える情報基盤  
（企業の需要予測や店舗の立地計画、大学等の学術研究 等）
- ③ 公的統計の作成・推計のための情報基盤  
（将来人口推計、国民経済計算 等）

## (3) 実施に向けた基本的な考え方

- ① インターネット回答の積極的推進
  - ア 簡単な検索ワードの入力から、インターネット回答のトップ画面へスムーズにアクセスできるようにする。
  - イ 回答者の利便性向上を図るため、インターネット回答に必要なログインID等の入力桁数の短縮や文字変換等の抑制などの改善を施す。
  - ウ 回答者の意識がインターネット回答に向くよう、調査書類のビジュアル化等を図る。
- ② 誰もが答えやすいバリアフリーな調査
  - ア 調査票をユニバーサルデザインフォントで作成するほか、拡大文字調査票、点字調査票、27言語に対応した外国語調査票を用意する。
  - イ オンライン調査システムに、文字を拡大できる機能を設ける。
  - ウ オンライン調査システムの音声読み上げ機能の整備や、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用したチャット形式による問い合わせ窓口を整備する。
  - エ オンライン調査システムの回答画面やコールセンターを多言語対応とする。

③ 企業や団体等の活動・サポートとのコラボレーション

円滑で確実な調査の実施に向けて、より広範に協力依頼を実施する。また、企業・団体の社会貢献活動などと協働・連携する取り組みの展開を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年国勢調査の対応方針（国）

① 非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。この場合、世帯に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布する。なお、調査の回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう（郵送提出も可能）、世帯に対し協力を依頼するものとする。

② 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和することができる。

## 2. 国の計画の概要

(1) 調査の目的

日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、国及び都道府県・市区町村における各種行政施策の立案その他の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施する。

(3) 調査の期日

令和2年10月1日（木）午前零時現在

(4) 調査の対象

① 調査の対象

調査時において、日本に常住する期間が引き続き3か月以上にわたることとなる者〔外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。〕

② 調査の場所

常住する場所。ただし、次の者については、それぞれに示す場所で調査を行う。

ア 特別養護老人ホーム等の社会施設の入所者

すでに3か月以上住んでいるか、まだ3か月になっていないが10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって入所することになっている者は、入所先で調査する。

イ 病院・療養所などの入院者

すでに3か月以上入院している者は、入院先の病院・療養所などで調査する。入院してから3か月にならない者は、自宅で調査する。

ウ 学校の学生寮や寄宿舎に住んでいる者は、学生寮や寄宿舎で調査する。

エ 自衛隊の営舎内の居住者は、営舎で調査する。

## (5) 調査事項及び調査票

### ① 調査事項

調査は、次の19項目について調査する。

#### ア 世帯員に関する事項（15項目）

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名            | (ケ) 在学、卒業等教育の状況       |
| (イ) 男女の別          | (コ) 就業状態              |
| (ウ) 出生の年月         | (サ) 所属の事業所の名称及び事業の種類  |
| (エ) 世帯主との続柄       | (シ) 仕事の種類（職業）         |
| (オ) 配偶の関係         | (ス) 従業上の地位            |
| (カ) 国籍            | (セ) 従業地又は通学地          |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地    |                       |

#### イ 世帯に関する事項（4項目）

- |           |            |
|-----------|------------|
| (ア) 世帯の種類 | (ウ) 住居の種類  |
| (イ) 世帯員の数 | (エ) 住宅の建て方 |

### ② 調査票

調査票はA4判両面記入様式の光学文字認識（OCR）帳票で、1枚に4名まで記入できる。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式で整備し、世帯人員9名までの一般世帯はパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答が可能であるほか、今回より施設等世帯も希望すればインターネットでの回答が可能となる。

さらに、高齢者や外国人等ができるだけ記入しやすくするために「拡大文字調査票」、「点字調査票」、「外国語調査票（27言語）」及びExcel調査票を用意する。

## 3. 世田谷区令和2年国勢調査実施基本計画

区は統計法第16条、同施行令に基づき、法定受託事務として調査区の設定、調査員・指導員の推薦及び指導、調査書類の審査、提出等の実査事務を下記のとおり行う。本計画においては調査の実施において必要となる基本的な事項を定め、その他の事項については政策経営部において決定し対応する。

### (1) 実施体制

#### ① 世田谷区国勢調査実施本部の設置

副区長を本部長とする実施本部を設置し、事務処理体制の確立と庁内各関係部署の協力を得るための体制整備を行い、国勢調査の円滑な実施を図る。

ア 設置期間：令和元年9月～令和3年3月

イ 構成：両副区長（本部長、副本部長）、各総合支所長、政策経営部長、総務部長、生活文化政策部長、地域行政部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育総務部長、地域振興課長（代表）、生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長、地域行政部地域行政課長、政策経営部統計調査担当課長

#### ② 調査員及び指導員の選任

##### ア 調査員

(ア) 調査員は、調査票の配布・回収および調査書類の作成を行う。

(イ) 社会施設や病院、学生寮等については、施設管理者に調査員業務を依頼する。

(ウ) マンション等の共同住宅のみの調査区については、管理会社等に調査員業務を依頼する。

※ (イ)、(ウ)については、調査員事務を当該事業者に委託することもあわせて行う。

(エ) 調査員数：約4,300名(前回平成27年調査：約4,200名)

内 訳：町会・自治会等からの推薦 約3,200名  
区職員(会計年度任用職員、外郭職員含む) 約600名  
その他(公募、マンション・施設関係者等) 約500名

#### イ 指導員

(ア) 指導員は、調査員から提出された調査票等の検査を行う。

(イ) 指導員数：約500名(前回平成27年調査：494名)

内 訳：区職員(会計年度任用職員含む) 約450名  
その他(公募) 約50名

#### ③ 調査員説明会

調査員に対して、調査員業務の内容についての説明会を実施する。説明会では、調査の趣旨や内容、調査方法、調査書類の作成方法などについて説明するほか、守秘義務の厳守や調査書類の適切な管理、調査活動における安全確保についても指導する。

#### ④ 区独自のコールセンターの設置

世帯や調査員等からの調査の内容、調査票の記入方法などに関する照会・相談等に対応するために、区独自のコールセンターを設置する。

開設期間：令和2年9月5日(土)～10月20日(火)

#### ⑤ 業務委託等の活用

正確で効率的な事務運営を実践するために、必要に応じて民間事業者への業務委託を行う。業務内容は以下のとおり。

[調査物品仕分け・配送、コールセンター運営、調査員説明会説明、提出受付等人材派遣]

#### ⑥ 広報

国は、キャンペーンサイト「国勢調査2020総合サイト」を開設し情報発信の拠点とするほか、テレビの情報番組や新聞広告、ポスターやインターネット広告などの全国的な広報を実施する。区は、国が提供するポスター等の広報素材を活用した広報のほか、主に以下に示す方法により区民への情報発信を行う。

ア 調査票配布期間前に全調査世帯に「調査のおしらせ」を配布

イ 区のおしらせ(7月15日、8月1日、8月15日、9月1日、10月1日号)

ウ 区ホームページ、メールマガジン、区公式Twitter、Facebook

エ エフエム世田谷「世田谷通信」

オ 区施設や広報掲示板、世田谷線駅でのポスター掲示、町会・自治会回覧

カ まちづくりセンターのミニコミ誌や区内産業団体情報誌等への記事掲載

キ 視覚障害者向け広報として、区のおしらせ(点字版・音声版)のほか、音声コード付リーフレットを作成

ク 外国人世帯向け広報として、区ホームページの翻訳機能(英・中・ハングル)の活用を促すほか、「調査のおしらせ」に6言語対応の国コールセンターの案内文を英語で掲載

## (2) 調査の対象

世田谷区内に常住する者で、すでに3か月以上住んでいるか、まだ3か月になっていないが10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている者(外国

人も含む。住民票の届出に関係なく調査)

[外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。]

### (3) 調査の方法

#### ① 調査区の設定

調査の実施に先立ち、令和元年10月1日現在で調査区を設定し、東京都に調査区関係書類を提出した。調査期日までに修正が必要な場合は、その都度修正を行う。

調査は国の計画に基づき、下記のとおり一般調査区、マンション調査区、特別調査区に区分して行う。原則として、1調査区は一般調査区においては60～90世帯、マンション調査区においては60～100世帯で構成している。なお、特別調査区においては当該施設のみで調査区を構成する。

※参考：令和2年7月現在調査区数

調査区の種類	調査の対象	調査区数	調査員依頼先
一般調査区	一般住宅等	7,017調査区	町会・自治会等
マンション調査区	大規模マンション	738調査区	管理会社・管理組合等
特別調査区	社会施設・会社の独身寮・学生寮等	313調査区	運営法人等

#### ② 調査の流れ

調査は、総務省－東京都－区－指導員及び調査員の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を管理会社等の特定の事業者が業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、区が当該事業者が調査員事務を委託して実施することができる。

#### ③ 調査にあたっての新型コロナウイルス感染症防止対策

ア 世帯訪問にあたっては必ずマスクを着用し、咳エチケットを徹底するとともに、帰宅時はうがい・手洗い等を行い感染防止に努めるよう促す。

イ 世帯と調査員が対面しない非接触式の方法により調査を行う。やむを得ず世帯と対面した場合はその情報を記録し、接触状況を追跡できるようにする。

#### ④ 調査の方法

##### ア 一般調査区

(ア) 調査員は、担当調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認し「調査区要図」を作成する。(9月10日～13日)

(イ) 調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、「調査世帯一覧」を作成するために必要な事項を原則としてインターホン越しに聴取し、郵便受け・ドアポストなどに入れて調査票等の調査書類一式を配布する。不在世帯については書類一式を郵便受けに投函する。また、インターホンがない世帯については、世帯を呼び出すことなく配布する。なお、オートロックの集合住宅については現場の状況により判断する。(9月14日～20日)

(ウ) 世帯は、所定の期間において、原則としてインターネットにより提出又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し、回答を行う。(9月14日～10月7日ただし9月14日～30日はインターネットによる回答のみ可能)

(エ) 調査員は、調査員回収を希望した世帯を訪問し、調査票を回収する。(10月1日～7日)

(オ) 調査員は、調査員回収以外を選択した世帯に対し、回答確認リーフレットを郵便受けに入れるなどして配布し、調査への協力を促す。(10月1日～3日)

(カ) 調査員は、調査票回収期間後、全世帯に調査票提出のお礼状兼督促状を配布し、

未提出世帯からの調査票の提出を促進する。(10月8日～10日)

#### イ マンション調査区

※は、区職員が調査をするマンション調査区においてのみ実施する予定。

- (ア) 調査員は、担当調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認し「調査区要図」を作成する。(9月10日～13日)
- (イ) 調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、「調査世帯一覧」を作成するために必要な事項を原則としてインターホン越しに聴取し、郵便受け・ドアポストなどに入れて調査票等の調査書類一式を配布する。不在世帯については書類一式を郵便受けに投函する。また、インターホンがない世帯については、世帯を呼び出すことなく配布する。なお、オートロックの集合住宅については現場の状況により判断する。(9月14日～20日)
- (ウ) 世帯は、所定の期間において、原則としてインターネットにより提出又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し、回答を行う。(9月14日～10月7日ただし9月14日～30日はインターネットによる回答のみ可能)
- (エ) 調査員は、調査員回収を希望した世帯を訪問し、調査票を回収する。(10月1日～7日)
- (オ) 調査員は、調査員回収以外を選択した世帯に対し、回答確認リーフレットを郵便受けに入れるなどして配布し、調査への協力を促す。(10月1日～3日)
- ※(カ) 区は、所定の期日までに調査への回答が済んだ世帯の情報を、郵送等により調査員に伝達する。(10月8日～15日)
- ※(キ) 調査員は、区からの連絡により把握した調査票未提出の世帯に対し、督促状を配布する。(10月16日～20日)

#### ウ 特別調査区

- (ア) 調査業務受託者あるいは調査員は、施設等に出向いて調査区の範囲を確認し「調査区要図」を作成する。(9月10日～13日)
- (イ) 調査業務受託者あるいは調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布するとともに、「調査世帯一覧」を作成するために必要な事項を聴取する。(9月14日～30日)
- (ウ) 世帯は、所定の期間において、調査票を記入し、調査業務受託者あるいは調査員へ提出する。(9月14日～10月7日)
- (エ) 調査業務受託者あるいは調査員は、世帯を訪問して調査票を回収する。(10月1日～7日)
- (オ) 調査業務受託者あるいは調査員は、調査書類を配布した全世帯に対し、回答確認リーフレットを配布する。(10月1日～3日)

#### エ 住居不定者の調査

住居不定者については、それぞれの特性に応じた方法で調査を実施する。

### (4) 調査後の調査票等の流れ

#### ① 調査員による点検

調査員は、調査終了後、区への書類提出前に自宅にて、担当調査区の「調査区要図」、「調査世帯一覧」など調査票を除いた調査書類の点検を行う。調査員が回収した調査票は、内容等の点検は行わず、封筒を開封せずにそのまま区へ提出する。

#### ② 調査書類の提出

調査員は、回収した調査票と「調査区要図」や「調査世帯一覧」などを指定された期間に提出する。

③ 指導員による検査

調査員により提出された「調査票」、「調査区要図」、「調査世帯一覧」について、内容審査を中心に検査を行う。

④ 区による審査

指導員検査後の調査書類について、調査書類の審査を行う。調査票等の内容審査とあわせて、市区町村要計表を作成する。

⑤ 東京都への調査書類等の提出及び保存

審査終了後、次の調査書類を所定の方法によって整理したうえで、それぞれ東京都の指定する日までに提出する。

ア 市区町村要計表

システムにより提出する。

イ その他の調査書類

調査票、調査世帯一覧、調査単位一覧、調査区要図、補助用調査票、書き直し等の元の調査票、未使用調査票等は一括して提出する。

ウ 調査書類の保存期間

- (ア) 調査世帯一覧 (副本) 10年
- (イ) 調査区要図 (副本) 10年
- (ウ) 市区町村要計表 次回調査まで

(5) 調査結果の集計及び公表

① 結果の集計

集計は、総務省および独立行政法人統計センターが行う。

② 結果の公表

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市区町村毎の調査期間及び審査期間の延長が認められたことに伴い、調査結果の速報は当初予定より4か月延期し、令和3年6月に公表される予定である。また、確報については最大2か月延期（人口等基本集計については令和3年11月までに公表）される予定である。

(6) 今後のスケジュール (予定)

- 2年 8月 調査員説明会の開催 (下旬～9月上旬)
- 9月 調査書類一式の配布 (14日～20日)
- 10月 調査基準日 (1日)
- 回答確認リーフレットの配布 (1日～3日)
- 紙調査票の回収 (1日～7日)
- お礼状兼督促状の配布 (8日～10日) ※
- 未提出世帯の特定・督促状の配布 (16日～20日) ※
- ※については、一般調査区とマンション調査区で調査方法が異なる。
- 調査員からの調査書類提出受付 (14日～21日)
- 指導員による調査書類の点検 (下旬～11月中旬)
- 11月 区による調査書類の審査・集計 (下旬～3年2月)
- 3年 2月 国勢調査実施本部 …調査の進捗状況
- 3月 東京都への調査書類の提出 (提出期限は未定)
- 6月 議会報告 …人口速報
- 人口速報公表